

〈様式 2〉

誓 約 書

年 月 日

駒ヶ根市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞
(印鑑証明印)

私は、駒ヶ根市が売却する土地の購入申し込みにあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団員が役員（事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者といい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。2 において同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団員が業務統括者（支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。2 において同じ。）であるとき。（(2)に掲げる者を除く。）
- (4) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者であるとき。（(2)、(3)に掲げる者を除く。）

2 次に掲げる行為をした事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者）

- (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為。
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為。

(3) (2)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為。

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為。

3 暴力団員又は前記1又は2のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、駒ヶ根市の契約に係る下請その他の契約を締結した事業者。

4 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他(1)から(4)に準ずる行為を行う者